引取時　料金設定依頼書　入力要領とご注意

（EXCEL形式）

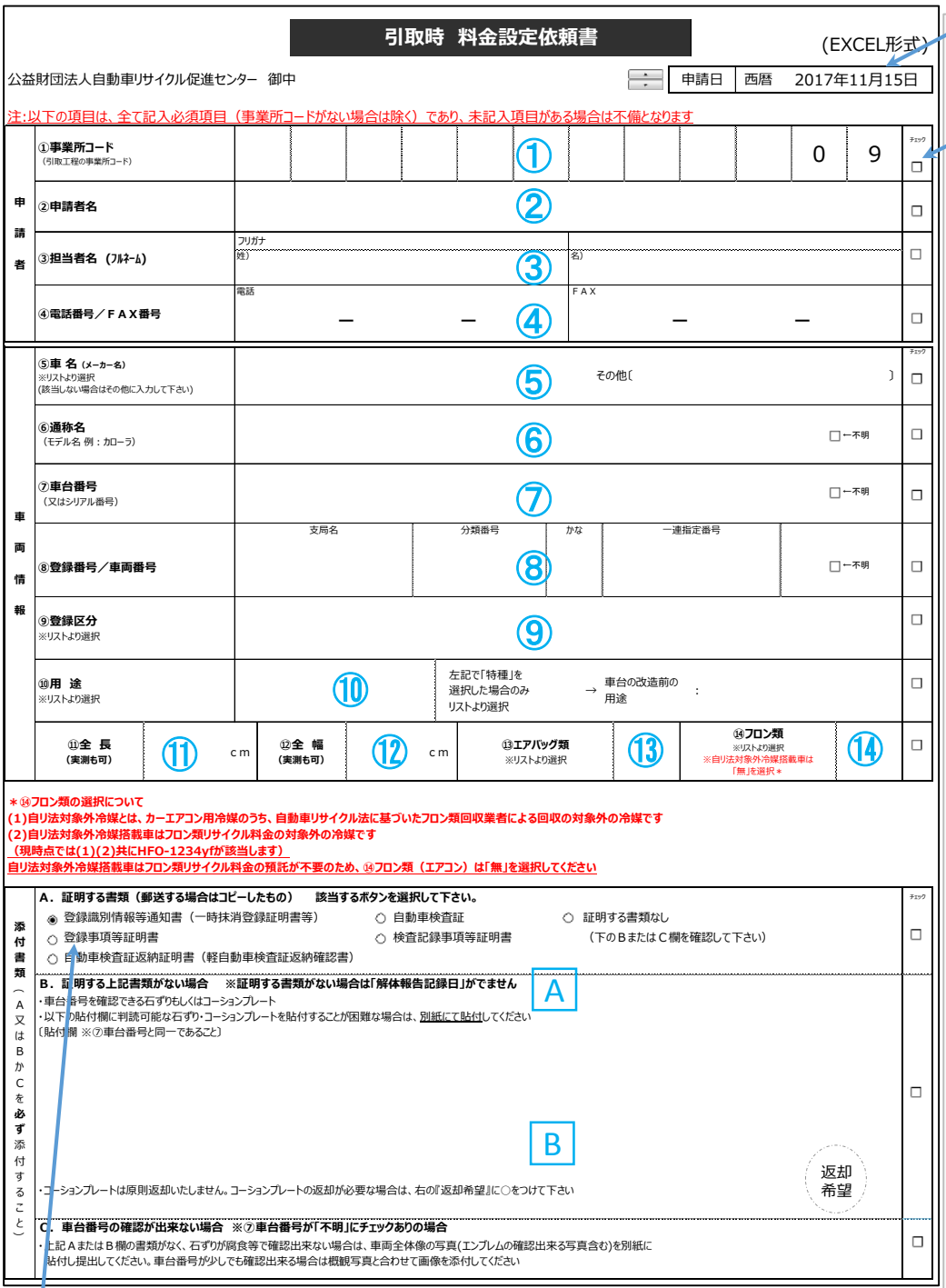

引取時　料金設定依頼書

(EXCEL形式)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター　御中

申請日　西暦　2017年11月15日

注:以下の項目は、全て記入必須項目（事業所コードがない場合は除く）であり、未記入項目がある場合は不備となります

申請者

①事業所コード（引取工程の事業所コード）　①　0　9　チェック

②申請者名　②

③担当者名（ﾌﾙﾈｰﾑ）　フリガナ　姓）　③　名）

④電話番号／ＦＡＸ番号　電話　－　－　④　ＦＡＸ　－　－

車両情報

⑤車 名（メーカー名）※リストより選択（該当しない場合はその他に入力して下さい）　⑤　その他〔　〕

⑥通称名（モデル名 例：カローラ）　⑥　□←不明

⑦車台番号（又はシリアル番号）　⑦　□←不明

⑧登録番号／車両番号　支局名　分類番号　⑧　かな　一連指定番号　□←不明

⑨登録区分 ※リストより選択　⑨

⑩用 途 ※リストより選択　⑩　左記で「特種」を選択した場合のみリストより選択　→　車台の改造前の用途　：

⑪全 長（実測も可）　⑪　cm　⑫全 幅（実測も可）　⑫　cm　⑬エアバッグ類 ※リストより選択　⑬　⑭フロン類 ※リストより選択 ※自引法対象外冷媒搭載車は「無」を選択＊　⑭

＊⑭フロン類の選択について
(1)自引法対象外冷媒とは、カーエアコン用冷媒のうち、自動車リサイクル法に基づいたフロン類回収業者による回収の対象外の冷媒です
(2)自引法対象外冷媒搭載車はフロン類リサイクル料金の対象外の冷媒です
（現時点では(1)(2)共にHFO-1234yfが該当します）
自引法対象外冷媒搭載車はフロン類リサイクル料金の預託が不要のため、⑭フロン類（エアコン）は「無」を選択してください

添付書類（ＡまたはＢかＣを必ず添付すること）

A．証明する書類（郵送する場合はコピーしたもの）　該当するボタンを選択して下さい。　チェック

◉ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書等）　○ 自動車検査証　○ 証明する書類なし
○ 登録事項等証明書　○ 検査記録事項等証明書　（下のＢまたはＣ欄を確認して下さい）
○ 自動車検査証返納証明書（軽自動車検査証返納確認書）

B．証明する上記書類がない場合　※証明する書類がない場合は「解体報告記録日」がでません　A

・車台番号を確認できる石ずりもしくはコーションプレート
・以下の貼付欄に判読可能な石ずり・コーションプレートを貼付することが困難な場合は、別紙にて貼付してください
〔貼付欄 ※⑦車台番号と同一であること〕

B

・コーションプレートは原則返却いたしません。コーションプレートの返却が必要な場合は、右の『返却希望』に○をつけて下さい　返却希望

C．車台番号の確認が出来ない場合　※⑦車台番号が「不明」にチェックありの場合
・上記ＡまたはＢ欄の書類がなく、石ずりが腐食等で確認出来ない場合は、車両全体像の写真(エンブレムの確認出来る写真含む)を別紙に貼付し提出してください。車台番号が少しでも確認出来る場合は概観写真と合わせて画像を添付してください

【申請日】
※必須　申請日を ▲▼ から選択。

【確認チェック欄】
依頼書入力後、再度入力漏れや誤りがないかを☑チェックしてください。

①　自動車リサイクルシステムに登録されている場合は必ず12桁の事業所コードを入力。

②③④※必須　正確に入力。

⑤※必須　該当車名を ▼ から選択。リストに該当がない場合は〔　〕に入力。

⑥⑦⑧※必須　不明の場合は☑チェック（電話で確認させていただく場合がありますがご了承ください）。

⑨※必須　下表を参考に ▼ から選択。

＜普通自動車＞ 小型自動車の規格で1つでも条件を超えるもの。
＜小型自動車＞ 全長340cmより大きく470cm以下、全幅148cmより大きく170cm以下、排気量2000cc以下。
＜軽自動車＞ 全長340cm以下、全幅148cm以下、排気量660cc以下。

※大型特殊自動車と小型特殊自動車は自動車リサイクル法対象外車両です。

⑩※必須
乗用・乗合・貨物・特種を左側の ▼ から選択。
特種の場合のみ、改造前の用途を右側の ▼ から選択。

⑪⑫※必須　車両の寸法又は実測値を入力。

⑬⑭※必須　有・無を ▼ から選択。

A　該当項目の○ボタンを選択。

※証明する書類がない場合のみ。まずは書類の有無をご確認ください。
B　証明する書類がない場合は石ずりもしくはコーションプレートを添付。
（郵送されたコーションプレートは原則返却しません。返却が必要な場合は「返却希望」に○をつけてください）
ＡＢ共通　添付書類は、Ａもしくは Ｂが必要。添付忘れ・車台番号の石ずりが不鮮明な場合、確認させていただく場合がありますのでご了承ください。